

生活福祉資金貸付事業の2009年改正が意味するもの**- 総合支援資金貸付実態調査結果から -**

○ 佐藤 順子(佛敎大学・4732)

キーワード：多重債務問題改善プログラム、実施体制の充実、貸付相談員の育成

1. 研究目的

本研究は、2009年10月に改正された生活福祉資金貸付事業（以下、事業と称する）について実態調査結果を行い、その結果を踏まえて、改正によって新設された総合支援資金を中心に貸付事業の改善に向けてその課題について検討することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

研究の視点として、事業が持つ現在の位置付けについて概観すると次の通りである。低収入や担保を持たないことを理由に、市中銀行から融資を受けられない人が消費者向け無担保消費者金融業からの借受けによって返済困難に陥り、困難な生活を強いられたことを背景に、改正貸金業法が公布され、同時に多重債務問題の解決を円滑かつ効果的に図るため、多重債務者対策本部が内閣に設置された。翌2007年4月には金融庁をはじめ厚生労働省等が省庁横断的に多重債務対策にあたるべく、多重債務問題改善プログラムが策定された。その中では次の4点が重点課題として挙げられている。すなわち、①相談窓口の整備・強化②セーフティネット貸付けの提供③金融経済教育の強化④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化である。なかでも、多重債務問題改善プログラムにおける生活福祉資金貸付事業の位置付けは、「既存の消費者向け貸付」であり、「多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすべき制度」と認識されている。そして、制度の周知および利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るための方法として事前相談や事後のモニタリングを充実させ、貸付にあたって必要な場合には弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を行なうこととされた。この多重債務問題改善プログラムを受けて2009年10月に事業の改正が行なわれた。改正の内容は、①総合支援資金の新設②貸付利率とリンクしつつ連帯保証人要件を緩和した点③総合支援資金・福祉資金・教育支援資金)において市町村社会福祉協議会（以下、社協と称する）、または都道府県社協に相談員をおくことができるとされた点である。これらの改正は実行され効果を上げているのか検証する必要がある。

次に、研究方法は次の通りである。①A 県社会福祉協議会から委託を受けている市町村社会福祉協議会生活福祉資金貸付担当職員へのアンケート調査②A 県社会福祉協議会から委託を受けている3か所の市町村社会福祉協議会生活福祉資金貸付担当職員への聞き取り調査③A 県社会福祉協議会生活福祉資金貸付担当職員への聴き取り調査の3つの調査を実施した。これらの調査結果を踏まえて事業の現状を俯瞰し、事業の改正が意味するものは何であったかを検証し、事業の改善に向けて今後の課題を検討する事を目的としている。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理方針にのっとり、調査の趣旨を十分に説明し、調査に協力して頂いた団体および担当者の匿名化を図った。

4. 研究結果

まず、改正後の資金の貸付金額を見てみると2009年の総貸付金額379億2千万円の内、総合支援資金の貸付金額は約47.1%にあたる178億7千万円を占めている(改正貸金業法フォローアップチーム関係者ヒアリング厚生労働者提出資料 2010年12月12日開催より)。総合支援資金の創設は貸付資金の大幅増をもたらしたが、本調査結果の内、市町村社協担当者へのアンケート調査結果によると、総合生活支援資金に関して相談をしても申請に至らなかった理由として、「複数の借金を抱えている」が82.1%と最も多く、次いで「以前の資金の償還が完了していない」57.1%、また、「提出書類が不備」も53.6%(重複回答)であった。この結果をみると、当初、多重債務問題改善プログラムで期待されていた「多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすべき制度」という役割が果たせたかという問題が残る。さらに、市町村担当者からの自由記述として次の意見が上げられた。①「生活福祉資金の目的である自立更生や生活安定の成果にすぐにつながるとは思えず、滞納額も膨大になって先行きが懸念される」②「事務量に見あった事務費・人件費の継続的・安定的な補助金を確保する必要がある」、「返済のための家計管理能力を問わないため、未返済の問題が生じている」③「福祉事務所やハローワークで紹介されて相談に来るケースが多くなり、民生委員との関わりが薄くなって、制度ができた時代とは社会状況が変化しているので、制度の位置づけの再検討が必要」④「制度改正によって貸付件数が2倍以上に増え、利用しやすい制度にするという目的は達成されたと思うが、返済意識が希薄化しモラルハザードが起こっている」⑤「世帯の安定のための課題解決につながっていない場合が多いので、支援体制を確立していくことが課題」等である。

5. 考察

2009年改正によって総貸付金額の増加が利用の活性化をもたらした事は多重債務問題改善プログラムの制度の利用促進の観点から評価できよう。しかし、貸付申請ができなかった理由として「複数の借金を抱えている」が最も多かった調査結果から次の3つの取組みが必要と考えられる。①貸付対象者がすでに多重債務者である場合の対応(特に債務整理への誘導の徹底と家計管理支援方策の確立)②社協における人的体制の整備③貸付相談及び償還指導にあたる相談員の養成である。総合支援資金はそれまでの緊急一時生活資金に代わって新たに創設された資金用途を限定しない生活費貸付であり、雇用保険における失業給付や生活保護法における生活扶助の代替機能を果たしている。そのため、特に社協と福祉事務所との連携は不可欠であると考えられる。